

令和6年度安曇野市教育委員会 3月定例会会議録

日 時：令和7年3月26日（水）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 羽田野賢二、

教育委員 川北久美、教育委員 金子孝

事務局：教育部長 洞武志、学校教育課長 上條貴芳、学校給食課長 西澤弘修、

生涯学習課長 二木正、文化課長 三澤新弥、子ども家庭支援課長 山越寿彦、

こども園幼稚園課長 佐々木真貴、学校教育課教育指導室長 山口隆志、

書記：学校教育課教育総務係長 高橋満

傍聴者：報道機関 0名

傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和7年3月定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 3月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

教育委員の皆様並びに部課長の皆様には、この3月、こども園、幼稚園、小・中学校の卒園、卒業式にご出席をいただき、学びやを巣立つ子どもたちを見届け、感動の場面に立ち会っていただきました。誠にありがとうございました。

この1年を振り返りますと、様々なことがありましたが、安曇野市教育振興基本計画の策定が大きな出来事でもございました。本市教育行政における最上位計画として、目指すべき姿と方向性などを定めることができました。新年度は、市民の皆様への一層の周知を図ってまいります。

また、教育委員会組織では、新たに金子孝さんを教育委員にお迎えすることができました。1年間の皆様のご尽力とご支援に心から感謝申し上げます。

最後に、定例会に出席させていただいた職員の異動について申し上げます。

まず、学校給食課、西澤弘修さん、それから、生涯学習課長、二木正さん、事務局教育総務係の深谷文太さんは、市長部局へ異動となります。また、指導主事の矢野さんは、県からの派遣が終了となります。ありがとうございました。

なお、傍聴者の皆様にも、毎回熱心に傍聴していただきましたことに関してお礼を申し上げます。

では、本日もご審議よろしくお願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、議案第10号、報告第5号、第10号、同条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第4号、報告第11号、以上5件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご意見はありますか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案2件、報告事項3件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございました。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議におい

て非公開とする案件は、議案第4号、第10号、報告第5号、報告第10号及び第11号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第1号から第3号、第5号から第9号、第11号から第13号、報告第1号から第4号、第6号から第9号を公開とし、以後、会議を非公開として、残りの議案を扱います。

なお、議案第13号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

◎議案第1号

教育長 それでは、協議事項に入ります。

議案第1号について議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長 教育部全体に関わることにつきましては、私のほうからご説明いたしますけれども、個別具体的な案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、議案第1号について、学校教育課長から説明をいたします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第1号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第1号は承認いただきました。

◎議案第2号

教育長 次に、議案第2号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一

部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第2号 安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第2号は承認いただきました。

◎議案第3号

教育長 次に、議案第3号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「令和7年度安曇野市教育の方針について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 「令和7年度安曇野市教育の方針について」資料により補足説明。

では、何かご質問、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第3号 令和7年度の安曇野市教育の方針については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第3号は承認いただきました。

◎議案第5号

教育長 次に、議案第5号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「令和7年度以降の教育事務の点検評価に係る外部評価について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第5号 令和7年度以降の教育事務の点検評価に係る外部評価については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第5号は承認いただきました。

◎議案第6号

教育長 次に、議案第6号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

羽田野委員 今の4月の改定のところで質問なのですが、審査基準のところ、子どもの健全育成に寄与するものという3条の2号の第1項のところなんですけれども、改正前はスポーツの普及向上というところがあったのですが、これは改正後、スポーツの普及向上に関することはこの基準に入ってこないということですか。

学校教育課長 今までスポーツの普及向上ということについて、主には教育委員会部局から外れてしまったスポーツ推進課のほうで対応いただくという形になります。また、あわせて、生涯学習の関係でスポーツということであれば、前述の行事の内容が教育という部分で当てはまるという解釈の下に今回の改正をさせていただいたものでございます。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第6号 安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準の一部改正については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第6号は承認いただきました。

◎議案第7号

教育長 次に、議案第7号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第7号 安曇野市立小・中学校職員服務規程の一部改正については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第7号は承認いただきました。

◎議案第8号

教育長 次に、議案第8号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市立学校における指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第8号 安曇野市立学校における指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱の一部改正については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第8号は承認いただきました。

◎議案第9号

教育長 次に、議案第9号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

川北委員 すみません、説明をしていただきたいのですが、人事院勧告をするという言葉の意味の説明をお願いします。

学校教育課長 公務員に当たりましては、国の機関で人事院というものがございます。そこで公務員のお給料であったりとか休暇など、民間に調査をした上で、それが今の現状が民間と比較して見合っているかどうかというところを判断するのが人事院でございます。そこが国家公務員に対して民間との差がこのくらいあるからお給料を上げたかどうかとか、場合によっては下げたかどうかというところを国会と国に勧告をするわけです。それに伴って地方公務員も準拠する形で対応するというのが現在の流れでございまして、ほぼ毎年人事院勧告というのが、例年8月くらいにございます。それに伴って12月に条例改正等を行うというような形がございます。

正規の職員については職員課のほうで対応するのですが、会計年度任用職員、特に教育委員会所属については、こちらの規則で改正をしなければいけないというところで、今回対応させていただくものでございます。

教育長 では、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にないようですので、議案第9号 安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正については、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第9号は承認いただきました。

◎議案第11号

教育長 次に、議案第11号について議題とします。

説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市図書館視覚障害者サービス実施要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

金子委員 宅配サービスをやっていただければ、多くの方にまた読んでいただけるというよう

な、利用者の数が増えるということは本当にありがたいことだなというふうに思っております。その宅配サービスというのは、具体的にはどんなような形で行うのかというのは、もう決まっているのでしょうか。

文化課長 宅配サービスにつきましては、現在も各図書館をつなぐ連絡便で本を運搬しているわけなのですが、その運行に合わせまして来館の難しい方にお届けをしているというような方法を、予定になっております。この方法をとりますと、それほど多くの該当者というものが現在想定されておられませんので、この方法でも恐らく該当の方には本を届けることができるというふうな状況です。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第11号 安曇野市図書館視覚障害者サービス実施要綱の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第11号は承認いただきました。

◎議案第12号

教育長 次に、議案第12号について議題とします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第12号 安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第12号は承認いただきました。

◎議案第13号

教育長 次に、議案第13号について議題とします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

子ども家庭支援課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの3件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。
特にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、学校教育課の共催1件、文化課の後援1件、子ども家庭支援課の後援1件は、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第13号は承認いただきました。

◎報告第1号

教育長 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等に基づき私が決裁を行った事務のうち報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要があるものについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定等によりご報告させていただくものです。

最初に、報告第1号について説明をお願いします。

教育部長 「安曇野市議会令和6年12月定例会における一般質問等について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

金子委員 85ページのところで、ランドセルの購入費というようなことで出ていますけれども、その対応の中で、ランドセルの色や形については指定しておらずというふうになっているんですけれども、実際に市内の学校で、いわゆる市販のランドセルと、あるいはそうでないランドセルを使っているというふうな、比率というのはお分かりですか。例えば、三郷地区で言いますと、三郷地区はランドセルではなくて、非常に安価な代替のものを使用している者が80%ぐらいいるようなことで、大変使っているというようなことがあるわけですが、そんなようなことがあるのかどうかということで、分かれば結構です。

学校教育課長 具体的にどこどこの学校がというところのちょっと資料は今持ち合わせていないんですけれども、やはり学校としては指定というところも、指定という言い方が正しいのかどうか分からないですけれども、あっせんというような形でやっているところがございま

す。そういったところで、多分明科とかはそうなのではないかなというところですけども、あくまでもこれは個人の裁量に、要は保護者の考え方というところもありますので、無理強いを決してしているわけではないということで、ご理解いただければと思います。お願いいたします。

金子委員 特に、では、あっせんとかもやっていないというか。

学校教育課長 あっせんという形で取って、何というのでしょうか、みんなが同じというところの一部学校は見て取れるところがございます。ただ、あまり強制的にということの考えではないかと思われまますので、お願いしたいと思います。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第1号 安曇野市議会 令和6年12月定例会における一般質問等については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は了承いただきました。

◎報告第2号

教育長 次に、報告第2号について説明をお願いします。

上條課長。

学校教育課長 こちらにつきましては、教育指導室の古幡教育指導員から説明をいたしますので、お願いいたします。

教育指導員 「令和6年度全国体力・運動能力調査の結果について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

金子委員 101ページのところの先ほどご説明いただいた安曇野市の地域スポーツへの参加状況が非常に高いということをご説明いただいたんですけども、その地域スポーツに参加するようなすばらしい魅力というか、活動の特筆すべきものというのはあるのでしょうか。

教育指導員 地域スポーツクラブへの加入率が高いというのは、小学校の頃から安曇野市はスポーツ少年団のクラブに属している子が多いということが、一つ挙げられるのではないかと思います。継続して中学生と小学生と一緒に練習を行っているクラブもたくさんございます。そういう点から見て、小学校の頃の運動習慣が中学校のほうにもよい影響を与えて、

加入率が高くなっているのではないかというふうに考えております。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第2号 令和6年度全国体力・運動能力調査の結果については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は了承いただきました。

では、ここで会議時間が1時間を経過しましたので、換気等のため暫時休憩といたします。

◎報告第3号

教育長 報告第3号について説明をお願いします。

学校教育課長 「穂高北小学校スクールバス乗車基準の見直しについて」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

川北委員 ご説明ありがとうございます。この件で、ちょっとずれてしまうかもしれないんですが、この地図を見ると、危険箇所のところの周りにも住宅があって、この辺りの児童の方は、通学路は特に危険箇所を通らずに行ける安全な道はあるのでしょうか。

学校教育課長 ここの危険箇所については、狐島区と隣接する青木花見区になります。青木花見区のほうでは、独自の考えということもあろうかと思えます。今回の話には乗ってこない形になりました。危険箇所からは数名の方がいるというお話は聞いておりますが、実際にそこを通っているのかどうかというところまで、実際には話ができておりません。また、仮に乘せるということでの協議はできるのですけれども、乗降する場所が北穂高認定こども園になってしまうので、学校の通学と逆方向へちょっと歩いてしまうというようなところがあるものですから、そういうことも踏まえると、今回のバスの乗車にはちょっと至らなかったのかなというところがあるところがございます。

教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この新しい基準によりまして、新学期、新しいバス通学が始まりますけれども、また教育委員会としても見守っていきたいと思えます。

それでは、報告第3号 穂高北小学校スクールバス乗車基準の見直しについては、了承と

いうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は了承いただきました。

◎報告第4号

教育長 次に、報告第4号について説明をお願いします。

学校給食課長 「安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第4号 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は了承いただきました。

◎報告第6号

教育長 次に、報告第6号について説明をお願いします。

こども園幼稚園課長 「安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第6号 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第6号は了承いただきました。

◎報告第7号

教育長 次に、報告第7号について説明をお願いします。

こども園幼稚園課長 「安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第7号 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第7号は了承いただきました。

◎報告第8号

教育長 次に、報告第8号について、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

文化課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、よろしいですかね。

生涯学習課1件、文化課4件、子ども家庭支援課1件の後援については、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第8号は了承いただきました。

◎報告第9号

教育長 次に、報告第9号、事業進捗状況の報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

学校給食課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

こども園幼稚園課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。
特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第9号 各課報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第9号は了承いただきました。

(以後、非公開)

◎議案第4号 令和7年度の教育委員会の会議運営について

◎議案第10号 安曇野市文書館運営審議会に係る委員の委嘱について

◎報告第5号 安曇野市誌編さん専門調査会（地域資料調査部会）に係る専門調査員の委嘱について

◎報告第10号 児童生徒の指定校変更等について

◎報告第11号 教育長報告

(以下、公開)

◎その他

教育長 次に、その他の事項に移ります。

(2) その他

教育長 他にございますでしょうか。

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和7年3月定例会を閉会とさせていただきます。